

# アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示案について（概要）

令和 3 年 5 月  
住宅局建築指導課

## 1. 背景

令和 3 年 4 月 27 日に内閣府特命担当大臣主宰で開催された「第 8 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、ソーラーカーポートの手続きの緩和に関して、「令和 3 年 7 月までに告示を改正し、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する。」との方向性が示されたこと等を受け、関係告示について所要の改正を行う。

## 2. 改正概要

- (1) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 14 年国土交通省告示第 410 号）の一部改正（別紙 1 「新旧対照表」参照）

構造計算が不要となるアルミニウム合金造の建築物の規模を、50 m<sup>2</sup>以下から 200 m<sup>2</sup>以下に引き上げるほか、構造計算により安全性が確かめられた場合には埋込み形式柱脚に関する基準を適用しないこととする。

- (2) 建築基準法施行令第十条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準を定める件（平成 19 年国土交通省告示第 1119 号）の一部改正（別紙 2 「新旧対照表」参照）

建築士が設計に関与した 4 号建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物をいう。）の建築確認において審査が省略される規定に、アルミニウム合金造の仕様規定（平成 14 年国土交通省告示第 410 号第 1 から第 8 まで）を追加する。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和 3 年 7 月